

資料 12

処理経過の検証シート

相談受付日	年 月 日 ()	最終対応日	年 月 日 ()
受付方法	来所 電話 手紙・文書 FAX メール その他 ()		
相談者の属性			
障がい者 行政機関	障がい者の家族 その他 ()	事業者	障がい者の介助等を行う支援者
年齢	10歳未満 ()歳代	性別	男性 女性 不明
障がいの種別	視覚障がい 聴覚・平衡機能障がい 音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい 肢体不自由 内部障がい 知的障がい 精神障がい 発達障がい 高次脳機能障がい 難病に起因する障がい その他 () 不明		
分野区分			
福祉サービス 労働・雇用 その他 ()	医療サービス 公共的機関	小売り・飲食・宿泊等サービス 交通機関	教育 住宅・不動産 情報保障
内容区分			
条例に規定する差別事案に係るもの		不当な差別的取扱い 合理的な配慮	
条例に規定する差別事案以外に係るもの			
	虐待（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）に係るもの		
	労働・雇用分野（障害者の雇用の促進等に関する法律）に係るもの		
	その他		

相談者の主訴	
行為の日	年 月 日 ()
相談内容詳細	

相談経過	
結果	

助言・あつせん 申立て受付日	年 月 日 ()	助言・あつせん の別	助言 あつせん
申立人の属性 (※相談者と同じ場合は省略)			
障がい者 行政機関	障がい者の家族 その他 ()	事業者	障がい者の介助等を行う支援者
年齢	10 歳未満 () 歳代	性別	男性 女性 不明
障がいの種別	視覚障がい 聴覚・平衡機能障がい 音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい 肢体不自由 内部障がい 知的障がい 精神障がい 発達障がい 高次脳機能障がい 難病に起因する障がい その他 () 不明		
申立人の主訴			
申立て内容詳細			

調査経過

--	--

三重県障がい者差別解消調整委員会への諮問の有無

有

無

開催日

年 月 日 ()

三重県障がい者差別解消調整委員会への諮問内容（諮問日 年 月 日（ ））

三重県障がい者差別解消調整委員会からの答申内容（答申日 年 月 日（ ））

助言の内容

あっせん案の内容

紛争事案の当事者によるあっせん案の諾否状況

申立人

諾

否

相手方

諾

否

助言・あっせん実施後の状況

助言・あつせんを行った結果明らかになった課題
(条例第 20 条第 1 項に基づく三重県障がい者差別解消支援協議会への報告事項)

<p>不当な差別的取扱い</p> <p>障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p>	
<p>本事案は以下のいずれに該当するものか</p>	
<p>財・サービスや各種機会の提供を拒否</p>	
<p>財・サービスや各種機会の提供にあたって場所・時間帯などを制限</p>	
<p>財・サービスや各種機会の提供にあたって障がい者でない者に対しては付さない条件を付ける</p>	
<p>(相談の状況)</p>	
<p>以下のような事案を不当な差別的取扱いとしていないか（していなければ○）</p>	
<p>障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。</p> <p>したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。</p>	
<p>本事案の相談処理経過に対する支援協議会の助言・意見等</p>	

合理的な配慮	
<p>全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもの。</p> <p>条例では、合理的な配慮が、障害者権利条約においても採用されている障がいの「社会モデル」の考え方に基づくものであり、合理的な配慮を行うに当たっての基本的な考え方として、差別を回避するための措置であり、障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であることを明らかにし、恩恵的に行われるものではないことを明確化。</p>	
本事案における「社会的障壁」は以下のいずれに該当するものか	
社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備 など）	
制度（利用しにくい制度 など）	
慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化 など）	
観念（障がいのある方への偏見 など）	
その他（ ）	
合理的な配慮における留意項目	
<p>社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮を的確に行うためには、現に社会的障壁の除去を必要としている障がい者との対話を通じてその意思の確認が行われることが重要。</p> <p>合理的な配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況等に依りて異なるため、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と行政機関等・事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが重要。</p>	
（相談の状況）	
<p>意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、行政機関等・事業者は自主的な取組に努めることが望ましい。</p>	
（相談の状況）	

個々の場面における、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明には、障がい者からの意思表示のみでなく、本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

(相談の状況)

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

過重な負担については、条例の基本理念において、障がい当事者との建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを規定（第4条第1項第3号）していることも踏まえて、個々の事案に応じて判断されること。

事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）	
-------------------------------------	--

実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）	
-------------------------------	--

費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況	
--------------------------	--

その他（ ）	
--------	--

(相談の状況)

本事案の相談処理経過に対する支援協議会の助言・意見等

助言・あっせん	
助言・あっせんの申立ての対象となる事案については、行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年以内のもの（第18条第3項。ただし、申立て期間の特例について規定した附則3に該当する場合は、この限りでない）	
第19条第1項の規定により助言・あっせんを行うときは、速やかに、紛争事案の当事者に対して、その旨を通知するものとする。	
<p>第19条第1項ただし書における、「助言・あっせんを行うことが適当でない」については、個々の事案に応じて判断するが、例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申立てのあった事案が明らかに差別事案に該当しない場合 2 申立ての時点で、県の相談体制による相談対応（助言、調整など）が十分尽くされていない場合 3 当事者間の感情的対立が激しく、相手方当事者の参加が当初から期待できない状況にある場合 4 知事が申立てのあった事案の事実関係を調査しても、事実関係の解明が難しい場合などが考えられる。 	
（第19条第1項ただし書に基づき助言・あっせんを不実施とした場合の理由）	
助言・あっせんを行わないものとしたときは、速やかに、申立人に対して、その旨及びその理由を通知する。	
<p>あっせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を紛争事案の当事者に送付することにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該あっせん案の内容及びその理由 2 当該あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法 3 その他参考となるべき事項 	
あっせん案を紛争事案の当事者双方が受諾したときは、速やかに、紛争事案の当事者に対して、その旨を通知するものとする。	
<p>あっせんは、当事者双方の協力が必要な手続きであり、その手続きを継続することが困難で、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、知事は、あっせんを打ち切ることができる（第19条第5項）</p> <p>「差別事案の解決の見込みがない」という要件については、個々の事案に応じて判断するが、例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申立人の相手方が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき 2 当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき 3 当事者の双方があっせん案を受諾しないとき <p>などが考えられる。</p>	

(第19条第5項に基づきあつせんを打ち切った場合の理由)

あつせんを打ち切ったときは、速やかに、紛争事案の当事者に対して、その旨及びその理由を通知する。

本事案の助言・あつせん処理経過に対する支援協議会の意見等